

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社 l - n e			コード	4933
提出日	2026/5/21	異動(予定)日	2026/6/12		
独立役員届出書の提出理由	<ul style="list-style-type: none"> ・定時株主総会に社内及び社外役員の選任議案が付議されるため ・社外取締役である古本結子氏が今回の定時株主総会をもって任期満了となり退任するため ・臨時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため ・社外取締役である堀川健氏が今回の臨時株主総会をもって退任するため 				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	笹俣 弘志	社外取締役	○														○		有
2	水留 浩一	社外取締役	○														○		有
3	大森 幸平	社外取締役	○														○	新任	有
4	山中 典子	社外取締役	○														○		有
5	渡邊 直樹	社外取締役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当事項無し	笹俣弘志氏は、多岐にわたる業界において企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見に加え、長年にわたり資源・エネルギーの分野に携わり高い知見を有しております。これらの経験を客観的かつ専門的な視点から当社のサステナビリティ事業に関する助言、並びに取締役会の更なる活性化に貢献いただけると判断し、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
2	該当事項無し	水留浩一氏は、電通を経て、2010年に日本航空の管財人代理として更生計画の策定に携わり、2015年にはあきんどスシロー(現FOOD & LIFE COMPANIES)の社長として、海外への出店拡大を主導した他、コロナ禍や消費者の迷惑行為による逆風下での業績の立て直しを主導されています。これらの企業経営者としての豊富な経験から、当社の既存事業のさらなる成長や海外事業展開を含む新領域への助言および経営監督に貢献いただけると判断し、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。
3	該当事項無し	大森幸平氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、客観的かつ中立的な立場から当社経営全般に対して助言・提言等を行うとともに、監査体制の強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
4	該当事項無し	山中典子氏は、公認会計士として様々な立場での財務・会計・監査の分野に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、客観的かつ中立的な立場から、当社財務会計の全般的な監督と助言、並びに監督機能強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
5	該当事項無し	渡邊直樹氏は、弁護士として企業法務やコンプライアンスに関する専門的な知見を有しており、法的側面やコンプライアンスの観点からの意見具申等により、監督機能強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。